

○国土交通省告示第八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月九日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後		改 正 前	
(定義等)		(定義等)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第13号	協定規則第13号 <u>第15改訂版</u> 補足改訂版	協定規則第13号	協定規則第13号 <u>第15改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第16号	協定規則第16号 <u>第10改訂版</u> 補足改訂版	協定規則第16号	協定規則第16号 <u>第10改訂版</u>
協定規則第17号	協定規則第17号 <u>第12改訂版</u>	協定規則第17号	協定規則第17号 <u>第11改訂版</u> 補足改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第30号	協定規則第30号 <u>第2改訂版</u> 補足 <u>第27改訂版</u>	協定規則第30号	協定規則第30号 <u>第2改訂版</u> 補足 <u>第26改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第41号	協定規則第41号 <u>第6改訂版</u>	協定規則第41号	協定規則第41号 <u>第5改訂版</u> 補足 <u>第3改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第44号	協定規則第44号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第19改訂版</u>	協定規則第44号	協定規則第44号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第18改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第28改訂版</u>	協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第27改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第21改訂版</u>	協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第20改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第8改訂版</u>	協定規則第79号	協定規則第79号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第7改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第117号	協定規則第117号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第3改訂版</u>	協定規則第117号	協定規則第117号 <u>第4改訂版</u> 補足 <u>第2改訂版</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第125号	協定規則第125号 <u>第3改訂版</u>	協定規則第125号	協定規則第125号 <u>第3改訂版</u>

協定規則第126号	協定規則第126号初版
(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版補足第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版補足第2改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第2改訂版補足第5改訂版
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第4改訂版
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
協定規則第174号	協定規則第174号改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。）に定める基準とする。

(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版補足改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第2改訂版補足第4改訂版
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号初版
(略)	(略)
協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に

二 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

二 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

二 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

三 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

(かじ取装置)

係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

(かじ取装置)

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。

5・6 (略)

(座席)

第28条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表	協定規則第17号の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

(座席)

第28条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表	協定規則第17号の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.

) イ～ニ (略)	において「前向き座席」という。)	<u>7.までを除く。また、協定規則第126号の規則6.に適合する仕切り装置(同規則2.1.に規定する装置をいう。第106条において同じ。)を備える場合(第5条第1項第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)にあっては、5.12.2.を除く。)に定める基準</u>
二～八 (略)	(略)	(略)

(自動車の騒音防止装置)

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.から8.4.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

五 (略)

2 (略)

(原動機及び動力伝達装置)

) イ～ニ (略)	において「前向き座席」という。)	<u>7.までを除く。)に定める基準</u>
二～八 (略)	(略)	(略)

(自動車の騒音防止装置)

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 (略)

2 (略)

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に關し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。) に定める基準とする。

二 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

三 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

二 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

三 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に關し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。) に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

- イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）  
ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、か

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

(新設)

つ、同一の位置に備えられている緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき緊急車線維持装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

5 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない緊急車線維持装置は、前項の規定にかかわらず、同項の基準に適合しないものとする。

6～8 (略)

(座席)

第106条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準

(新設)

4～6 (略)

(座席)

第106条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5. 及び6.4.から6.7.までを除く。また <u>協定規則第126号の規則6.</u> に適合する仕切り装置を備える場合にあっては、5.12.2.を除く。)に定める基準	一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5. 及び6.4.から6.7.までを除く。)に定める基準
二～八 （略）	（略）	（略）	二～八 （略）	（略）	（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条 （略）

2・3 （略）

4 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

二 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

5 （略）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条 （略）

2・3 （略）

4 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（新設）

（新設）

5 （略）

(かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第1条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ (略)

ワ 緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

カ 運行補助機能を有するかじ取装置及び緊急車線維持装置であつて、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

第252条 一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.から8.4.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

(かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第1条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ (略)

（新設）

ワ 運行補助機能を有するかじ取装置であつて、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

第252条 一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

## 別添41 重量車排出ガスの測定方法

I・II (略)

III JH25モード法 (内燃機関車)

1.～18. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 車両総重量3.5t超の自動車に係る燃料消費率測定における標準  
車両諸元及び都市間走行割合

表1・2 (略)

表3 乗用自動車(路線バス)の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分No	区分	標準車両諸元				都市間走行割合(%)	乗車率(%)
		車両総重量範囲(t)	車両重量(kg)	定員(人)	全高(m)		
BR1	3.5 < & ≤ 8	5186	39	2.880	2.072	0	35
BR2	8 < & ≤ 10	7837	28	2.990	2.315	0	35
BR3	10 < & ≤ 12	7901	59	2.989	2.312	0	35
BR4	12 < & ≤ 14	8654	77	2.969	2.385	0	35
BR5	14 <	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8～11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法(電気式ハイブリッド車)

1.～4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙4 (略)

## 別添41 重量車排出ガスの測定方法

I・II (略)

III JH25モード法 (内燃機関車)

1.～18. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 車両総重量3.5t超の自動車に係る燃料消費率測定における標準  
車両諸元及び都市間走行割合

表1・2 (略)

表3 乗用自動車(路線バス)の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分No	区分	標準車両諸元				都市間走行割合(%)	乗車率(%)
		車両総重量範囲(t)	車両重量(kg)	定員(人)	全高(m)		
BR1	6 < & ≤ 8	5186	39	2.880	2.072	0	35
BR2	8 < & ≤ 10	7837	28	2.990	2.315	0	35
BR3	10 < & ≤ 12	7901	59	2.989	2.312	0	35
BR4	12 < & ≤ 14	8654	77	2.969	2.385	0	35
BR5	14 <	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8～11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法(電気式ハイブリッド車)

1.～4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙4 (略)

## 別紙5 シャシダイナモメータ試験

1. ~3. (略)

4. 測定装置の調整等

4. 1. ~4. 4. (略)

4. 5. (略)

4. 5. 1. (略)

4. 5. 2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。

また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$F_c = (I_w + W_2) / 0.36t_c$$

F<sub>c</sub> : 設定走行抵抗 (N)

I<sub>w</sub> : 4. 2. にて設定した等価慣性重量 (kg)

W<sub>2</sub> : 試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量 (kg)

(Ⅲの別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5%（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモメータで測定する場合にあっては、7%）とする。なお、実測又は計算でもとめてよい。）

t<sub>c</sub> : 惰行時間 (s)

(4) (略)

5. ~7. (略)

V J H25モード法（電気自動車）

1. ~2. (略)

3. H I L S 法

3. 1. ~3. 3. (略)

3. 4. H I L S システム模擬走行による蓄電装置のDCの消費電気エネ

## 別紙5 シャシダイナモメータ試験

1. ~3. (略)

4. 測定装置の調整等

4. 1. ~4. 4. (略)

4. 5. (略)

4. 5. 1. (略)

4. 5. 2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。

また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$F_c = (I_w + W_2) / 0.36t_c$$

F<sub>c</sub> : 設定走行抵抗 (N)

I<sub>w</sub> : 試験自動車の等価慣性重量の標準値 (kg)

W<sub>2</sub> : 試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量 (kg)

(Ⅲの別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5%（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモメータで測定する場合にあっては、7%）とする。なお、実測又は計算でもとめてよい。）

t<sub>c</sub> : 惰行時間 (s)

(4) (略)

5. ~7. (略)

V J H25モード法（電気自動車）

1. ~2. (略)

3. H I L S 法

3. 1. ~3. 3. (略)

3. 4. H I L S システム模擬走行による蓄電装置のDCの消費電気エネ

## ルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したHILSシステムを用いて、模擬走行（HILSシステム上で認証用PEVモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のDCの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km/h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、IVの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、IVの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、任意の十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態からの1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESSj}$ を算出する。（別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESSj} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

$\Delta E_{REESSj}$ ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するDCの消費電気エ

## ルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したHILSシステムを用いて、模擬走行（HILSシステム上で認証用PEVモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のDCの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km/h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、IVの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、IVの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、RESSが満充電の状態から走行模擬を行い、走行できなくなった段階で中止基準に達したものとみなす。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態からの1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS}$ を算出する。（別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

$\Delta E_{REESS}$ ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するDCの消費電気エ

エネルギー (Wh)

i : 検討対象の模擬走行サイクルの添字番号  
j : 走行モードの添字記号 (u : 都市内走行モード, h : 都市間走行モード)  
1/3600 : サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数  
 $u(t)_{REESS,i}$  : 対象期間iにおけるREESSの電圧 (V)  
 $t_0$  : 対象期間iの開始時の時間 (s)  
 $t_{end}$  : 対象期間iの終了時の時間 (s)  
 $I(t)_i$  : 対象期間iにおけるREESSの電流 (A)

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度について任意の十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、上記よりDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,j}$ を算出する。なお、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

### 3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,j}$ 、走行距離及び別紙1の12.に規定する充電効率 $K_c$ からDCの電力消費率 $EC_{DC,j}$ 及びACの電力消費率 $EC_{AC,j}$ を算出する。

$$EC_{DC,j} = \frac{\Delta E_{REESS,j}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC,j} = \frac{EC_{DC,j}}{K_c}$$

なお、トルクコンバータ付自動变速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動变速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費

エネルギー (Wh)

i : 検討対象の模擬走行サイクルの添字番号  
1/3600 : サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数  
 $U(t)_{REESS,i}$  : 対象期間iにおけるREESSの電圧 (V)  
 $t_0$  : 対象期間iの開始時の時間 (s)  
 $t_{end}$  : 対象期間iの終了時の時間 (s)  
 $I(t)_i$  : 対象期間iにおけるREESSの電流 (A)

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度については任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

### 3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で選択したサイクルのDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS}$ 、走行距離及び別紙1の12.に規定する充電効率からDCの電力消費率 $EC_{DC}$ 及びACの電力消費率 $EC_{AC}$ を算出する。

$$EC_{DC} = \frac{\Delta E_{REESS}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC} = \frac{EC_{DC}}{K_c}$$

なお、トルクコンバータ付自動变速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動变速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費

率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

$EC_{AC}$ ：電気重量車AC電力消費率（Wh/km）

$EC_{ACu}$ ：都市内走行AC電力消費率（Wh/km）

$EC_{ACh}$ ：都市間走行AC電力消費率（Wh/km）

$\alpha$ ：都市間走行割合（%）

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1.・4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が23°Cになっている状態であること。ただし、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねる場合、ソーカク後の蓄電装置温度は25±5°Cであること（以下、充電効率試験を兼ねる際ににおいて同じ。）。なお、温度測定箇所等は自動車製作者等により規定する。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、別紙2の2.6.4.の充電効率の測定（別紙2の2.6.4.の(3)については別紙2の2.6.4.の(3)の①において途中

率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

$EC_{AC}$ ：電気重量車AC電力消費率（Wh/km）

$EC_{ACu}$ ：都市内走行AC電力消費率（Wh/km）

$EC_{ACh}$ ：都市間走行AC電力消費率（Wh/km）

$\alpha$ ：都市間走行割合（%）

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1.・4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーカク前後は空調設定が23°Cになっている状態であること。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、パワートレーンがコールドの状態から運転を実施し、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSO

に都市内走行モードを実施する手法)に準じて試験を実施することにより、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態から実施した測定運転の1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS}$ を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u_i(t)_{REESS} \times I_i(t) dt$$

$\Delta E_{REESS}$  : 検討対象のサイクル*i*に関するDCの消費電気エネルギー  
— (Wh)

*i* : 検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1/3600 : サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u_i(t)_{REESS,i}$  : 対象期間*i*におけるREESSの電圧 (V)

$t_0$  : 対象期間*i*の開始時の時間 (s)

$t_{end}$  : 対象期間*i*の終了時の時間 (s)

$I_i(t)$  : 対象期間*i*におけるREESSの電流 (A)

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるSOC状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し±5.0K (±5°C) 以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるSOC状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で60秒の自走可能状態での停車を行い、その後3分以内に80km/h走行 (トルク指令は路上走行抵抗相当

C状態の蓄電装置放電深度から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、測定運転の終了後、継続して車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで運転し120分以内に満充電することにより、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

その際充電効率算出の為、パワートレーンがコールド状態で運転を開始した時点から車速を追従できない状態までの消費電気エネルギー $E_{DC}$ を測定すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態からの1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS}$ を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u_i(t)_{REESS} \times I_i(t) dt$$

$\Delta E_{REESS}$  : 検討対象のサイクル*i*に関するDCの消費電気エネルギー  
— (Wh)

*i* : 検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1/3600 : サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u_i(t)_{REESS,i}$  : 対象期間*i*におけるREESSの電圧 (V)

$t_0$  : 対象期間*i*の開始時の時間 (s)

$t_{end}$  : 対象期間*i*の終了時の時間 (s)

$I_i(t)$  : 対象期間*i*におけるREESSの電流 (A)

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるSOC状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し±5.0K (±5°C) 以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるSOC状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で30秒の自走可能状態での停車を行い、その後30秒間で80km/h走行 (トルク指令は路上走行抵抗相当と

とすること。) 又はアクセル全開にて加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. (略)

4.5.3. (略)

4.6. (略)

付録1・2 (略)

別紙1 (略)

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. (略)

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びACの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1. ~2.5. (略)

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1. ~2.6.3. (略)

2.6.4. 充電効率の測定

(1)・(2) (略)

(3) ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー $E_{DC}$ を測定する。

① 当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は80km/h (アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。) より開始し、S O C が10%以下となったところで車速を50km/hに変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は1分以内に完了する

すること。) まで加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. (略)

4.5.3. (略)

4.6. (略)

付録1・2 (略)

別紙1 (略)

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. (略)

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びACの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1. ~2.5. (略)

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1. ~2.6.3. (略)

2.6.4. 充電効率の測定

(1)・(2) (略)

(3) 当該自動車をコールド状態から都市内走行モードで繰り返し運転し、満充電から車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。その際に蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー $E_{DC}$ を測定する。

。

(新設)

こと。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは3分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から2km/h以上低下した状態が4秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から1分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行つても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から1分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、2回目の定速走行の車速条件は1回目と同一とし、SOCが10%より大きい放電深度から2回目の定速走行を開始する。

- ② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80km/hでの走行状態と同等に設定し、SOC 10%以下にて50km/hでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は1分以内に完了すること。なお、50km/h相当に設定した実放電電力に対し-10%以下に低下した状態が4秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

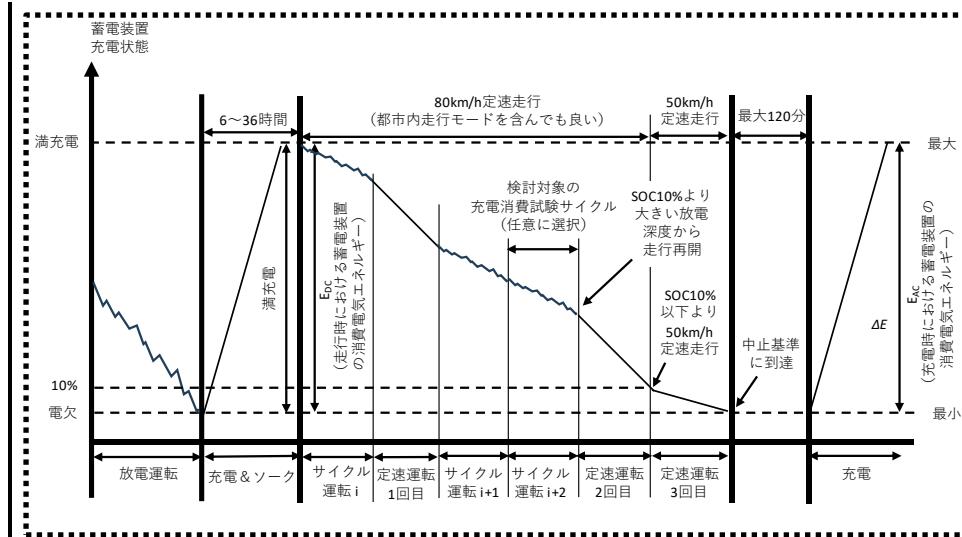
(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験

(新設)

(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験



2.6.5. (略)

3. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S 法

3.1.～3.7. (略)

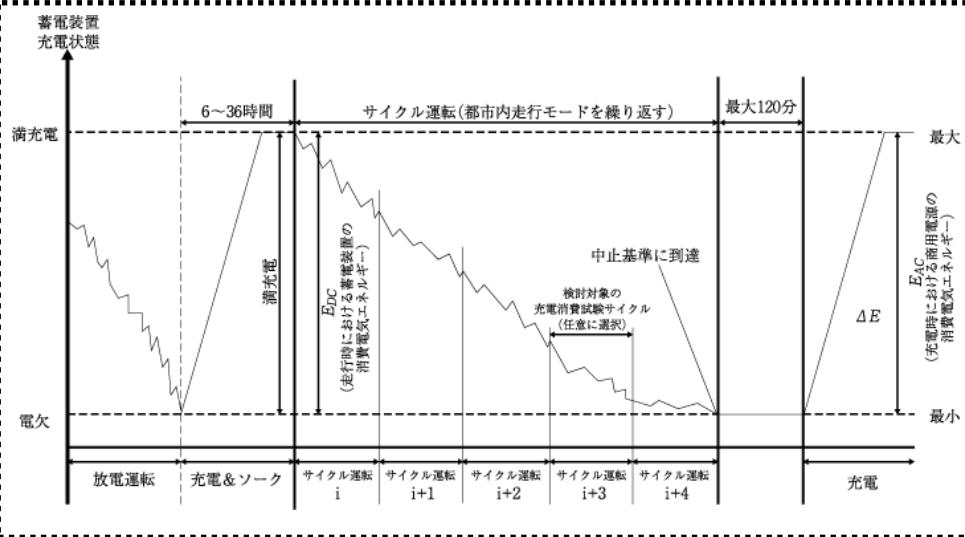
3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC_i = \frac{E_{ACi}}{EAER_i}$$

$EC_i$  : 商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく都市内走行モード及び都市間走行モードにおける



2.6.5. (略)

3. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S 法

3.1.～3.7. (略)

3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$E C = \frac{E_{AC}}{EAER}$$

$E C$  : 商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率 (Wh/km)

### 電力消費率 (Wh/km)

$E_{ACi}$  : 3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER_i$  : 3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (CD試験の過程でRESSから電気を使用した距離) (km)

### 3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー(Wh)

商用電源からの再充電電気エネルギーは、3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、次式によって計算するものとする。

$$E_{ACi} = \frac{1}{K_c} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

$K_c$  : 充電効率

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギーに対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により商用電源からの重量車再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / E_{ACu} + \alpha / 100 / E_{ACH})$$

$E_{AC}$  : 商用電源からの重量車再充電電気エネルギー (kWh)

$E_{ACu}$  : 都市内走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

$E_{ACH}$  : 都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

$\alpha$  : 都市間走行割合 (%)

### 3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER_i = \left( \frac{F_c C_{CSi} - F_c C_{CD,avg,i}}{F_c C_{CSi}} \right) \times R_{CDCi}$$

$E_{AC}$  : 3.8.2.により算出する商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER$  : 3.8.3.により算出する等価全電気航続距離 (CD試験の過程でRESSから電気を使用した距離) (km)

### 3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー(Wh)

3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、商用電源からの再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = \frac{1}{K_c} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

$K_c$  : 充電効率

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

### 3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER = \left( \frac{F_c C_{CS} - F_c C_{CD,avg}}{F_c C_{CS}} \right) \times R_{CDC}$$

$$F.C_{CD,avg,i} = \frac{\sum_{c=1}^n (F.C_{CD,c,i} \times d_{c,i})}{R_{CDCi}}$$

$$R_{CDCi} = \sum_{c=1}^n d_{c,i}$$

EAER<sub>i</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

F.C<sub>CSi</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける C S 状態の燃料消費量 (L / km)

F.C<sub>CD, avg, i</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける C D 状態の燃料消費量の算術平均 (L / km)

R<sub>CDCi</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける充電消費サイクル航続距離 (車両が C D 状態と C S 状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D 試験の開始から中止基準を満たす 1 つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離) (km)

F.C<sub>CD, c, i</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける C D 試験のサイクル c に関する燃料消費量 (L / km)

d<sub>c, i</sub> : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける C D 試験のサイクル c における走行距離 (km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離に対し、3. 12. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車等価全電気航続距離を算出する。

$$EAER = 1 / ((1 - \alpha / 100) / EAER_u + \alpha / 100 / EAER_h)$$

EAER : 重量車等価全電気航続距離 (km)

EAER<sub>u</sub> : 都市内走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

EAER<sub>h</sub> : 都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

$\alpha$  : 都市間走行割合 (%)

$$F.C_{CD,avg,n-1} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F.C_{CD,c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c}$$

$$R_{CDC} = \sum_{c=1}^n d_c$$

EAER : 等価全電気航続距離 (km)

F.C<sub>CS</sub> : C S 状態の燃料消費量 (L / km)

F.C<sub>CD, avg</sub> : C D 状態の燃料消費量の算術平均 (L / km)

R<sub>CDC</sub> : 充電消費サイクル航続距離 (車両が C D 状態と C S 状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D 試験の開始から中止基準を満たす 1 つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離) (km)

F.C<sub>CD, c</sub> : C D 試験のサイクル c に関する燃料消費量 (L / km)

d<sub>c</sub> : C D 試験のサイクル c における走行距離 (km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

### 3.8.4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDAi} = \sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i} + k_{CD,i} \times d_{n,i}$$

$$k_{CD,i} = \frac{F \cdot C_{CSI} - F \cdot C_{n,cycle,i}}{F \cdot C_{CSI} - F \cdot C_{CD,avg,n-1,i}}$$

$$F \cdot C_{CD,avg,n-1,i} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F \cdot C_{CD,c,i} \times d_{c,i})}{\sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i}}$$

$R_{CDAi}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実CD航続距離（CD試験における一連のサイクルでRESSが消耗するまでの走行距離）(km)

$d_{c,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルcにおける走行距離(km)

$d_{n,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルnにおける走行距離(km)

$F \cdot C_{CSI}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCS状態燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{n,cycle,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルnの燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{CD,avg,n-1,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける開始からサイクル(n-1)まで(同サイクルを含む)のCD試験の燃料消費量の算術平均(L/km)

$F \cdot C_{CD,c,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルcに関する燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{CD,n-1,i}$  : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルn-1の燃料消費量(L/km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む走行したサイクルの数

### 3.8.4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDA} = \sum_{c=1}^{n-1} d_c + k_{CD} \times d_n$$

$$k_{CD} = \frac{F \cdot C_{CS} - F \cdot C_{n,cycle}}{F \cdot C_{CS} - F \cdot C_{CD,avg,n-1}}$$

$$F \cdot C_{CD,avg,n-1} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F \cdot C_{CD,c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c}$$

$R_{CDA}$  : 実CD航続距離(CD試験における一連のサイクルでRESSが消耗するまでの走行距離)(km)

$d_c$  : CD試験のサイクルcにおける走行距離(km)

$d_n$  : CD試験のサイクルnにおける走行距離(km)

$F \cdot C_{CS}$  : CS状態燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{n,cycle}$  : CD試験のサイクルnの燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{CD,avg,n-1}$  : 開始からサイクル(n-1)まで(同サイクルを含む)のCD試験の燃料消費量の算術平均(L/km)

$F \cdot C_{CD,c}$  : CD試験のサイクルcに関する燃料消費量(L/km)

$F \cdot C_{CD,n-1}$  : CD試験のサイクルn-1の燃料消費量(L/km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実充電消費航続距離に対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車実充電消費航続距離を算出する。

$$R_{CDA} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / R_{CDAu} + \alpha / 100 / R_{CDAh})$$

$R_{CDA}$ ：重量車実充電消費航続距離 (km)

$R_{CDAu}$ ：都市内走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

$R_{CDAh}$ ：都市間走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

$\alpha$ ：都市間走行割合 (%)

3.8.5. (略)

3.9.～3.12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙5 (略)

VII (略)

#### 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

##### 1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

##### (1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

③ 法第41条第1項第3号の操縦装置のうち緊急車線維持装置

3.8.5. (略)

3.9.～3.12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙5 (略)

VII (略)

#### 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

##### 1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

##### (1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

(新設)

④～⑪ (略)

(2) (略)

## 2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの (1.(1)①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。)

3. (略)

## 4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.(1)①から⑪までに掲げる装置	(略)
(略)	(略)

## 別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4. (略)

## 5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1. から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1. から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1. (略)

③～⑩ (略)

(2) (略)

## 2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの (1.(1)①から⑩までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。)

3. (略)

## 4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)
(略)	(略)

## 別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4. (略)

## 5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1. から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1. から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1. (略)

5.1.2. 車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）については、5.1.2.1.から5.1.2.3.までに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

5.1.2.1. 電気を動力源としない自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3.に掲げる基準

5.1.2.2. 電気を動力源とする自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車 SAE J1979、SAE J1979-2又はSAE J1979-3。なお、5.1.2.1.及び5.1.2.3.に掲げる規定を使用してもよいものとする。

5.1.2.3. 5.1.2.1.及び5.1.2.2.に掲げる自動車以外の自動車 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」3.1.に掲げる基準

5.1.3. (略)

5.2.～5.5. (略)

5.1.2. 車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3.に掲げる基準

(新設)

(新設)

(新設)

5.1.3. (略)

5.2.～5.5. (略)



(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後	改 正 前
第四条 (原動機及び動力伝達装置) 2 2 9 (略) 2 8 (略) 9 車両総重量が二・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第一号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）については、法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。	(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 2 2 9 (略) 法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。
2 10 (略) 2 23 (略) 専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第二項及び第四項の規定は適用しない。 一 (略) 二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの 三 イヽハ (略) 三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	2 10 (略) 次に掲げる自動車については、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第二項及び第四項の規定は適用しない。 一 (略) 二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの イヽハ (略) (新設)
2 25 (略) 2 27 (略) 専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車	2 25 (略) (新設)

並びに被牽引自動車を除く。) のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十条第六項及び第八十八条第三項の規定中「協定規則第17号」であるのは、「協定規則第175号初版」と読み替えることができる。

- 一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
　イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
　ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車  
　　であつて、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの  
三 ハ 国土交通大臣が定める自動車  
四 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとして、又は受けたもの  
五 貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。  
一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
　イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
　ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車  
　　であつて、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定

(新設)

自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

### 三ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

### 第七条 (かじ取装置)

#### 第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十二条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

#### 一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十二条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

#### 一〇二 (略)

4 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準

### 第七条 (かじ取装置)

#### 第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十二条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

#### 一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十二条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

#### 一〇二 (略)

4 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準

	の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十二条第二項の規定に適合するものであればよい。
6	平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十二条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十二条第二項の規定に適合するものであればよい。
7	・ 8 （略）
9	平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第六項、第九十二条第八項及び第一百六十九条第三項の規定は、適用しない。
10	（略）
11	長さ一・五〇メートル、幅一・二〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。
12	（略）
13	（略）
14	長さ一・五〇メートル、幅一・二〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。
15	（新設）
16	（略）
17	（略）
18	次に掲げる自動車については、細目告示第十二条第二項及び第九
	の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十二条第二項の規定に適合するものであればよい。
6	平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十二条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十二条第二項の規定に適合するものであればよい。
7	・ 8 （略）
9	平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、第九十二条第六項及び第一百六十九条第三項の規定は、適用しない。
10	（略）
11	長さ一・五〇メートル、幅一・二〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。
12	（略）
13	（略）
14	長さ一・五〇メートル、幅一・二〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

十一条第一項中「協定規則第79号の規則5. 及び6.」があるのは、「協定規則第79号の規則5. (5.3.3.3. 及び5.3.3.4. を除く。) 及び6. 並びに協定規則第79号第4改訂版補足第7改訂版の規則5.3.3.3. 及び5.3.3.4.」と読み替えることができる。

- 一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの  
イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、かじ取装置に係る性能について変更のないもの  
ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの  
ハ 国土交通大臣が定める自動車

19| 専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十三条第四項、第九十二条第四項及び第一百六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

- 一 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超える三・五トン以下のものであつてボンネットを有しないもの（車体と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては令和十四年八月三十一日）以前に製作された自動車

- 二 令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日まで（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日まで、小型自動車にあつては令和十四年九月一日から令和十六年八月三十一日まで）に製作された自

（新設）

動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日、小型自動車にあつては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの

二 ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十三年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十五年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十六年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20 令和十三年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十五年九月一日、小型自動車にあつては令和十六年九月一日）以降に製作された自動車（令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日、小型自動車にあつては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（前項第二号ロの規定の適用を受けた自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項中「協定規則第78号の規則5. 及び6. に適合する緊急車線維持装置」とあるのは「協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5. 及び6. に適合する同規則の規則2.3.4.2. (c)に定める機能」ハ、細目告示第九十一条第四項中「この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であつてその機能

（新設）

を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合するものとする。」であるのは「この場合において、次に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に適合するものとする。」と、細目告示第九十一条第四項第一号から第三号までの規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。

21 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十一条第四項及び第一百六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

22 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第九十一条第五項及び第一百六十九条第一項（第一号カに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第一百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

一 令和十四年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十五年九月一日）以後に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」一・に規定する対象装置の性能が令和十四年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十五年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して一年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 國土交通大臣が定める自動車  
令和十五年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が定める自動車については、令和十七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十八年八月三十一日）までの間、細目告示第九

（新設）

（新設）

（新設）

十一条第五項及び第一百六十九条第一項（第一号カに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

（制動装置）

第九条（略）

2 55 （略）

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十二条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一 二（略）

（略）

58 57 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超える二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十二条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二（略）

（略）

（高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

（制動装置）

第九条（略）

2 55 （略）

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が二・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一 二（略）

（略）

58 57 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超える二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二（略）

（略）

（高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十二条 (略)

2 29 (略)

30 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十一「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「騒音規則第134号」とあるのは、「騒音規則第134号改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月二十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月二十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動

車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるも

の

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月二十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車

であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2 27 (略)

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において

第十三条 (略)

2 29 (略)

(新設)

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2 27 (略)

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において

て、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。

一九三（略）

（座席）

第十九条（略）  
2 2 11（略）

12 次に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項第一号、第二十八条第六項及び第百六条第六項中「認定規則第17号」とあるのは、「認定規則第17号第11改訂版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲ぐるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以後に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（座席ベルト等）

第二十条（略）

て、細目告示第二十九条第二項第一号、第百十六条第四項第一号及び第百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。

一九三（略）

（座席）

第十九条  
2 2 11（略）  
(新設)

（座席ベルト等）

第二十条（略）

25～2 (略)

26 次に掲げる自動車については、緑色告示第111十条第1項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」があるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」<sup>ハ</sup> 第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> それより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> 第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」<sup>ハ</sup> 第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」<sup>ハ</sup> それより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」<sup>ハ</sup> 第十一項の規定中「協定規則第16号」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」<sup>ハ</sup> 第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> 第十二項の規定中「協定規則第16号」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」<sup>ハ</sup> 第百八十六条第十一項の規定中「協定規則第16号」<sup>ハ</sup> あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替える方がいいができる。

1～11 (略)

27・28 (略)

29 次に掲げる自動車については、緑色告示第111十条第1項、第四項及び第八項並びに第百八条第六項の規定中「協定規則第173号」<sup>ハ</sup> あるのは、「協定規則第173号初版」<sup>ハ</sup> 読み替える方がいい。  
1 令和九年八月二十一日以前に製作された自動車

25～2 (略)

26 次に掲げる自動車については、緑色告示第111十条第1項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」<sup>ハ</sup> あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」<sup>ハ</sup> 第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> それより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> 第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」<sup>ハ</sup> 第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」<sup>ハ</sup> それより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」<sup>ハ</sup> 第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」<sup>ハ</sup> 第十一項の規定中「協定規則第16号」<sup>ハ</sup> るより「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」<sup>ハ</sup> 第百八十六条第十一項の規定中「協定規則第16号」<sup>ハ</sup> あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替える方がいいができる。

1～11 (略)

27・28 (略)

(新設)

- 二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
- イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとして、又は受けたもの
- 30 次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第十項の規定中「協定規則第174号」とあるのは、「協定規則第174号初版」と読み替えることができる。
- 一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
- イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとして、又は受けたもの
- （頭部後傾抑止装置）
- 第二十一条（略）
- 2 2 4（略）
- 5 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（

（新設）

- （頭部後傾抑止装置）
- 第二十一条（略）
- 2 2 4（略）

5 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二十一条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10

令和八年国土交通省令第一号)による改正前の保安基準第二十二条の四第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十二条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

#### 6 一 (略)

次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

##### 一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるものの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

#### (年少者用補助乗車装置等)

#### 第二十二条 (略)

##### 2 14 (略)

次に掲げる年少者用補助乗車装置(座席に組み込まれたものに限る。)については、細目告示第二十二条第一項及び第百十条第一項中「協定規則第129号の規則4.、6. 及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6. から8. まで及び15.」と読み替えることができる。

改訂版」と読み替えることができる。

#### 一 (略)

(新設)

#### (年少者用補助乗車装置等)

#### 第二十二条 (略)

##### 2 14 (略)

座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置については、細目告示第二十二条第一項本文及び第百十条第一項中「協定規則第129号の規則4.、6. 及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6. から8. まで及び15.」と読み替えることができる。

二 令和八年八月三十一日以前に製作された年少者用補助乗車装置  
　　て、令和八年九月一日以後に製作された年少者用補助乗車装置であつ  
　　よりその型式について指定を受けたもの

16 • 17 (略)

第二十七条 (略)  
2 39 (略)

40 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、  
　　細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず  
　　、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告  
　　示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第四十  
　　条、第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい  
　　。この場合において、当該細目告示第四十条、第百十八条及び第百九  
　　十六条中「協定規則第41号」とあるのは、「協定規則第41号第5改訂  
　　版備考第3改訂版」と読み替えるものとする。

- 一 令和十一年八月三十一日以前に製作された二輪自動車
- 二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作され  
　　た二輪自動車であつて、次に掲ぐるもの
  - イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及  
　　び認定を受けた型式認定自動車
  - ロ 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに  
　　指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車で  
　　あつて、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自  
　　動車及び認定を受けた型式認定自動車と騒音防止装置に係る性能  
　　が同一であるもの
- 三 ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 四 ニ 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動  
　　車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規

(新設)  
(新設)  
16 • 17 (略)  
第二十七条 (略)  
2 39 (略)  
(新設)

検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(消音器)

第七十一条 (略)

2 17 (略)

18 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条中「認定規則第41号」とあるのは、「認定規則第41号第5改訂版補遺第3改訂版」と読み替えるものとする。

- 一 令和十一年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲ぐるもの
- イ 令和十一年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
- ロ 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、令和十一年八月三十日以前に認定を受けた一般原動機付自転車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの
- ハ 施行規則第六十二条の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

(略)

(消音器)

第七十一条 (略)

2 17 (略)  
(新設)

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

(略)

3||

令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付隨車を除く。）であつて、次に掲げるものについては、細目告示第一百五十四条の一第一項中「認定規則第16号」とあるのは、「認定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と座席ベルトに係る性能に変更がないもの

(新設)

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。



別表第一を次のように改める。

## 別表第一

第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第一改訂版
	第百十七号第四改訂版
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第一百十七号第四改訂版
第一条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第一百四十二号改訂版
第二条第三号の三の心急用予備走行装置	第六十四号第三改訂版
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第一百四十一号改訂版
第一条第三号の五の操作装置	第六十号
第二条第三号の六の操作装置	第一百二十一号改訂版
第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版
第二条第三号の九のフレラップ前面急停車維持装置	第一百七十一号改訂版
第二条第三号の八のかじ取装置の緊急遮断装置	第一百七十八号
第二条第三号のフルラップ前面急停車維持装置	第十二号第五改訂版
第二条第三号のフルラップ前面急停車維持装置及び感電防止装置	
第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版
第二条第四号の二の施錠装置	第一百十六号改訂版
第二条第四号の三のイモビライザ	第一百六十一号
第二条第四号の四の制動装置	第一百十六号改訂版
第二条第五号の制動装置	第一百六十二号
第二条第五号の二の制動装置	第一百一十九号第六改訂版
第二条第五号の三の制動装置	第十三号第二改訂版
第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十五改訂版

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号第二改訂版
第一条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版
第一条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版
第一条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	第百四十号
第一条第五号の六の横滑り防止装置	第百三十九号
第一条第五号の七のブレーキアシストシステム	
第一条第五号の八の燃料タンク	
第一条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第三十四号第四改訂版
第一条第五号の九の二の衝突時の中止装置	
第一人災防止装置	
第一条第五号の十のガス容器	
第一条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	
第一条第五号の十の三のガス容器、力ス容器附属品及び燃料制御保護装置	第百十号第六改訂版
第一条第五号の十の四のガス容器及び燃焼制御保護装置	
第一条第五号の十の五のガス容器附属品	
第一条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第一条第五号の十の七の燃料制御保護装置	
第一条第五号の十の八のガス容器取付装置	
第一条第五号の十のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第二改訂版
第一条第五号の十二のガス容器附属品	第百四十六号
第一条第五号の十三のガス容器取付装置	第百三十四号第二改訂版
	第百四十六号

第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第七改訂版
第一条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	第百五十五号
第二条第五号の十六のプログラム等 改変システム	第百五十六号
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百五十七号第四改訂版
第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
第二条第五号の十九の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十七号第四改訂版
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十八号第五改訂版
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十九号第六改訂版
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百四十一号第六改訂版
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百四十二号第六改訂版
第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百四十三号第六改訂版
第二条第六号の二のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百四十四号第六改訂版
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第百四十五号第六改訂版
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	第百四十六号第六改訂版
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百四十七号第四改訂版
第二条第六号の七の前衝突時の乗員保護装置	第百四十八号第六改訂版
第二条第七号の外装	
第二条第八号の手荷物積載用部品	第二十六号第四改訂版
第二条第九号の外装のアンテナ	

第二条第十号の突入防止装置	第五十八号第三改訂版
第二条第十一号の突入防止装置及び 突入防止装置取付装置	
第二条第十一号の前部潜り込み 防止装置	第九十三号
第二条第十一号の前部潜り込み 防止装置及び前部潜り込み防止装置	
取付装置	
第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版
第二条第十一号の五の運転者席	第二十五号第三改訂版
第二条第十一号の六の運転者席	第二十六号第三改訂版
第二条第十一号の七の運転者席の視 界支援装置	第二十七号第三改訂版
第二条第十二号の座席	第二十八号第三改訂版
第二条第十二号の座席及び頭部 後頭部防止装置	第二十九号第三改訂版
第二条第十三号の座席	第三十号第三改訂版
第二条第十三号の二の座席ベルト取 付装置	第三十一号第三改訂版
第二条第十三号の三の座席ベルト	第三十二号第三改訂版
第二条第十四号の頭部後頭部防止裝置	第三十三号第三改訂版
第二条第十四号の二の年少者用補助 乗車装置取付具	第三十四号第三改訂版
第二条第十五号の年少者用補助乗車 装置	第三十五号第三改訂版
第二条第十五号の二の年少者用補助 乗車装置	第三十六号第三改訂版
第二条第十六号の乗降口の扉の開放 防止装置	第三十七号第三改訂版
第二条第十六号の二の窓ガラス	第三十八号第三改訂版
第二条第十七号の騒音防止装置	第三十九号第三改訂版
	第五十一号第三改訂版

第二条第十九号の二の二のディファイアート ストラテジー防止装置	五百六十八号
第二条第十九号の前照灯	第五十号第二改訂版
第二条第十九号の二の前照灯	第五十三号第三改訂版
第二条第二十号の前照灯洗浄器及 び前照灯洗浄器取付装置	第四十九号改訂版
第二条第二十一号の前照灯洗浄器	第五十三号第二改訂版
第二条第二十二号の前部蒙灯	第五十九号第五改訂版
第二条第二十二号の二の側方照射灯	第五十九号第二改訂版
第二条第二十三号の車幅灯	第五十九号改訂版
第二条第二十四号の尾灯	第五十八号改訂版
第二条第二十五号の制動灯	第五号第三改訂版
第二条第二十六号の補助制動灯	第四十八号改訂版
第二条第二十七号の前部上側端	第七号第三改訂版

第二条第二十八号の後部上側端	第七号第三改訂版
第二条第二十八号の二の屋根走行灯	第八十七号改訂版
第二条第二十九号の前方灯	第九十号改訂版
第二条第二十九号の二の番号灯	第一百四十九号改訂版
第二条第三十号の後部霧灯	第五十号改訂版
第二条第三十一号の駐車灯	第三十号改訂版
第二条第三十二号の後退灯	第一百四十号改訂版
第二条第三十二号の二の低速走行時 側方照射灯	第二十三号改訂版
第二条第三十三号の前部反射器	第一百四十八号改訂版
第二条第三十四号の前方反射器	第二十三号改訂版
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版

第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第一百五十号改訂版
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	第二百四号改訂版
第二条第三十八号の警音器	第一百五十号改訂版
第二条第四十号の停止表示器材	第二十八号
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第二十七号第五改訂版
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第一百五十九号改訂版
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第一百六十三号
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百三十九号第二改訂版
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第一百四十四号改訂版
第二条第四十号の七の後退時通報装置	第一百五十一号
第二条第四十号の八の後退時通報装置	第一百六十五号
第二条第四十一号の方向指示器	第六号第二改訂版
第二条第四十一号の光源	第五十号改訂版
第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第一百四十九号
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十九号第九改訂版
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第四改訂版

## 備考

印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第六改訂版 第八十一号
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第六改訂版 第八十一号
第二条第四十三号の直前直左右確認装置	第二条第四十三号の直前直左右確認装置 第八十六号改訂版
第二条第四十四号の直前直左右確認装置の取付装置	第二条第四十四号の直前直左右確認装置 第八十六号改訂版
第二条第四十五号の後圓時車両直後確認装置	第二条第四十五号の後圓時車両直後確認装置 第八十九号第二改訂版
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置 第八六十号第二改訂版
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置 第八六九号
第二条第四十八号の自動運行装置	第二条第四十八号の自動運行装置 第八五七号改訂版

第四条 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。



別表第一を次のように改める。

## 別表第一

第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第一改訂版
	第三十号第二改訂版
	第三十号第三改訂版
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号
	第五十七号第四改訂版
第一条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第一百四十二号改訂版
第二条第三号の三の心急用予備走行装置	第六十四号第三改訂版
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第一百四十一号改訂版
第一条第三号の五の操作装置	第六十号
第一条第三号の六の操作装置	第一百二十一号改訂版
第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版
第二条第三号の九のフレラップ前面急停車維持装置	第一百七十一号改訂版
第二条第三号の八のかじ取装置の緊急遮断装置	第一百七十八号
第二条第三号のフルラップ前面急停車維持装置	第十二号第五改訂版
第二条第三号のフルラップ前面急停車維持装置及び感電防止装置	
第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版
第二条第四号の二の施錠装置	第一百十六号改訂版
第二条第四号の三のイモビライザ	第一百六十一号
第二条第四号の四の制動装置	第一百十六号改訂版
第二条第五号の制動装置	第一百六十二号
第二条第五号の二の制動装置	第一百一十九号第六改訂版
第二条第五号の三の制動装置	第十三号第二改訂版
第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十五改訂版

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号第二改訂版
第一条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版
第一条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版
第一条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	第百四十号
第一条第五号の六の横滑り防止装置	第百三十九号
第一条第五号の七のブレーキアシストシステム	
第一条第五号の八の燃料タンク	
第一条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第三十四号第四改訂版
第一条第五号の九の二の衝突時の中止火災防止装置	
第一条第五号の十のガス容器	
第一条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十の三のガス容器、力ス容器附属品及び燃料制御保護装置	第百十号第六改訂版
第二条第五号の十の四のガス容器及び燃焼制御保護装置	
第二条第五号の十の五のガス容器附属品	
第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	
第二条第五号の十の九のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第二改訂版
第二条第五号の十二のガス容器附属品	第百四十六号
第二条第五号の十三のガス容器取付装置	第百三十四号第二改訂版
	第百四十六号

第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第十号第七改訂版
第一条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	第百五十五号
第二条第五号の十六のプログラム等 改変システム	第百五十六号
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百五十七号第四改訂版
第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
第二条第五号の十九の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十七号第四改訂版
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十八号第五改訂版
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十九号第六改訂版
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百四十一号第六改訂版
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百四十二号第六改訂版
第二条第六号の二の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百四十三号第六改訂版
第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百四十四号第六改訂版
第二条第六号の三の二のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百四十五号第六改訂版
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第百四十六号第六改訂版
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	第百四十七号第六改訂版
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百四十八号第六改訂版
第二条第六号の七の前衝突時の乗員保護装置	第百四十九号第六改訂版
第二条第七号の外装	
第二条第八号の手荷物搬載用部品	第二十六号第四改訂版
第二条第九号の外装のアンテナ	

第二条第十号の突入防止装置	第五十九号第三改訂版
第二条第十一号の突入防止装置及び 突入防止装置取付装置	
第二条第十一号の前部潜り込み 防止装置	第九十三号
第二条第十一号の前の前部潜り込み 防止装置及び前部潜り込み防止装置	
取付装置	
第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版
第二条第十一号の五の運転者席	第一百二十五号第三改訂版
第二条第十一号の大の運転者席	第一百六十七号改訂版
第二条第十一号の七の運転者席の視 界支援装置	第一百七十六号
第二条第十二号の座席	第一百七十七号改訂版
第二条第十二号の一の座席及び頭部 後頭部防止装置	第一百二十六号
第二条第十二号の三の仕切り装置	
第二条第十三号の座席	第一百一十号第四改訂版
第二条第十三号の二の座席ベルト取 付装置	第十四号第九改訂版
第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版
	第一百七十三号改訂版
	第一百七十四号改訂版
	第二十五号第四改訂版
第二条第十四号の頭部後備抑制装置	
第二条第十四号の年の年少者用補助 乗車装置取付具	第一百四十五号改訂版
第二条第十五号の年少者用補助乗車 装置	第一百二十九号第四改訂版
第二条第十五号の二の年少者用補助 乗車装置	第一百七七号
第二条第十六号の乗降口の扉の開放 防止装置	第十一号第四改訂版
第二条第十六号の二の怒ガラス	第四十三号改訂版
第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第六改訂版
	第五十一号第三改訂版

第二条第十九号の二の二のディファイアート ストラテジー防止装置	五百六十八号
第二条第十九号の前照灯	第五十号第二改訂版
第二条第十九号の二の前照灯	第五十三号第三改訂版
第二条第二十号の前照灯洗浄器及 び前照灯洗浄器取付装置	第四十九号改訂版
第二条第二十一号の前照灯洗浄器	第五十三号第二改訂版
第二条第二十二号の前部蒙灯	第四十五号改訂版
第二条第二十二号の二の側方照射灯	第五十九号第五改訂版
第二条第二十三号の車幅灯	第五十九号第二改訂版
第二条第二十四号の尾灯	第五十九号改訂版
第二条第二十五号の制動灯	第七号第三改訂版
第二条第二十六号の補助制動灯	第五十号改訂版
第二条第二十七号の前部上側端	第四十八号改訂版

第二条第二十八号の後部上側端	第七号第三改訂版
第二条第二十八号の二の屋根走行灯	第八十七号改訂版
第二条第二十九号の前方灯	第九十号改訂版
第二条第二十九号の二の番号灯	第一百四十九号改訂版
第二条第三十号の後部霧灯	第五十号改訂版
第二条第三十一号の駐車灯	第三十号改訂版
第二条第三十二号の後退灯	第一百四十号改訂版
第二条第三十二号の二の低速走行時 側方照射灯	第二十三号改訂版
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版
第二条第三十四号の前方反射器	第一百五十号改訂版
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版

第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第一百五十号改訂版
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	第二百四号改訂版
第二条第三十八号の警音器	第一百五十号改訂版
第二条第四十号の停止表示器材	第二十八号
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第二十七号第五改訂版
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第一百五十九号改訂版
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第一百六十三号
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百三十九号第二改訂版
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第一百四十四号改訂版
第二条第四十号の七の後退時通報装置	第一百五十一号
第二条第四十号の八の後退時通報装置	第一百六十五号
第二条第四十一号の方向指示器	第六号第二改訂版
第二条第四十一号の一の光源	第五十号改訂版
第二条第四十一号の二の灯火及び反射器並びに指示装置の取付装置	第一百四十九号
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十九号第九改訂版
第二条第四十一号の五の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第四改訂版

## 備考

印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第六改訂版 第八十一号
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第六改訂版 第八十一号
第二条第四十三号の直前直左右確認装置	第二条第四十三号の直前直左右確認装置 第八十六号改訂版
第二条第四十四号の直前直左右確認装置の取付装置	第二条第四十四号の直前直左右確認装置 第八十六号改訂版
第二条第四十五号の後圆時車両直後確認装置	第二条第四十五号の後圆時車両直後確認装置 第八十九号第二改訂版
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置 第八六十号第二改訂版
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置 第八六九号
第二条第四十八号の自動運行装置	第二条第四十八号の自動運行装置 第八五七号改訂版

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



## 改 正 後

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

	(略)	(略)
第二十九号 第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十五年国土交通省令第七十三号)による改正前の道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)第十二条第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験	(略)
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項に定める基準に係る試験	(略)	(略)

## 改 正 前

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

	(略)	(略)
第二十八号 第十八号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十五年国土交通省令第七十三号)による改正前の道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)第十二条第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験	(略)
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項に定める基準に係る試験	(略)	(略)

第三十一号	第二十一号	第三十五号	第三十八号	第四十九号	第七十八号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百一十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百一十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告	

第三十号	第二十号	第三十四号	第三十七号	第三十四号
第七十七号	第四十八号			第一二十四号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第一百一十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告

示第二十二条及び別添九十九に定める基準  
に係る試験

号  第百四号	号  第九十六	号  第八十九	号  第八十六	
号  第八十五				
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十一号）による改正前の細目告示第二十七条第一二号及び第三号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第一百八条第十二項及び第一百八十六条第十二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第二十七条第一二号及び第三号に定める基準に係る試験	細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験	示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験

示第二十二条及び別添九十九に定める基準  
に係る試験

号  第百三号	号  第九十五	号  第八十八	号  第八十五	
号  第八十四				
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第一百八条第十二項及び第一百八十六条第十二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第二十七条第一二号及び第三号に定める基準に係る試験	細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験	示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験

号 第百十三	号 第一百二十一		号 第一百八号	号 第八十八	前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
号 第九十四	号 第九十三	号 第八十九	号 第一百八号	号 第八十八	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する「二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する「二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	号 第八十八	前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

号 第百十二	号 第一百十一		号 第一百七号	号 第六号	前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
号 第九十三	号 第九十二	号 第八十八	号 第一百七号	号 第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する「二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	号 第六号	号 第六号	前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

号 第百十七	号 第百六十	三号 第百七十	(令和元年国土交通省告示第五百八十九号)による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
号 第九十八		六号 第百四十一	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百一十二号)による改正前の細目告示第四十二条第一項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百一十二号)による改正前の細目告示第四十二条第一項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験

号 第百十六	号 第百六十	二号 第百七十	(令和元年国土交通省告示第五百八十九号)による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
号 第九十七		五号 第百四十一	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の細目告示第七十二条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の細目告示第七十二条第一項に定める基準に係る試験

第六条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



## 改 正 後

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

		(略)	(略)
第一百五号	第九十七号		
第八十六号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第一百八条第十二項及び第一百八十六条第十二条に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第一百八条第十二条に定める基準に係る試験

## 改 正 前

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)

第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

		(略)	(略)
第一百四号	第九十六号		
第八十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百八十号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百八十号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
前記の細目告示第四十条第一項第四号に定め道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正

号 第百十四号	号 第一百三十三号	号 第一百九号	号 第八十九号	る基準に係る試験
号 第九十五号	号 第九十四号	号 第九十号	号 第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する「二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
号 第九十五号	号 第九十四号	号 第九十号	号 第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

号 第百十三号	号 第一百二十二号	号 第一百八号	号 第八十八号	る基準に係る試験
号 第九十四号	号 第九十三号	号 第八十九号	号 第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
号 第九十四号	号 第九十三号	号 第八十九号	号 第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験

号 第百四十一号	第百七十号	第百六十一号	号 第百十八号	輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百一十三号）による改正前の細目告示第四十二条第一項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百一十三号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百一十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験

号 第百四十一号	第百七十号	第百六十一号	号 第百十七号	輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の一に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験

## 附 則

この告示は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第一百二十五号の項の次に一項を加える部分に限る。）並びに同告示第二十八条第六項及び第一百六条第六項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。